

福井県ひとり親家庭等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等のこども大学等受験料および模擬試験費用に対し補助金を交付することにより、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「ひとり親家庭等」とは、次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。

ア 児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する手当をいう。）受給世帯

イ ひとり親家庭等医療費助成受給世帯（福井県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に規定する助成対象者をいう。）

ウ 世帯に属する者が補助金の交付の申請する月の属する年度（4月から5月までに申請をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない世帯（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

(2) 「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校（専門課程）および高等専門学校（4年時）をいう。

(3) 「こども」とは、20歳未満の者をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、福井県（以下「県」という。）とする。

(受給対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「受給対象者」という。）は、県内町に住所を有する、ひとり親家庭等のこどもの保護者のうち、申請時点で下記のいずれかに該当する者とする。

(1) ひとり親家庭生活向上事業実施要綱（雇児発0401第31号）に基づく「こどもの学習・生活支援事業」のうち学習支援を登録等しているこどもまたはそのこどもを現に扶養している者

(2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち学習支援を登録等しているこどもまたはそのこどもを現に扶養している者

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる費用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等受験料
- (2) 模擬試験受験料

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、毎年4月1日から当該年度の3月31日までの1年間とする。ただし、第2条に規定する補助対象者の要件に該当しないことが決定した者は、当該決定した月の翌月を終期とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする受給対象者（以下「申請者」という。）は、大学等受験料および模擬試験受験料にかかる支払いをしたときは、福井県ひとり親家庭等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が天災、疾病、その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同一年度において複数回申請する場合、前回申請と同じ内容であれば(1)から(3)については省略することができる。

- (1) 児童扶養手当証書の写し（第2条第1号アに該当する場合に限る。）
- (2) ひとり親家庭等医療費受給者証の写し（第2条第1号イに該当する場合に限る。）
- (3) 住民税非課税世帯であることを証明する書類（第2条第1号ウに該当する場合に限る。）
- (4) 申請者が補助対象経費を支出したことを証明する書類
- (5) 振込先口座が確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、申請者が公簿その他必要な方法により知事が調査することに同意し、知事が確認できる書類は、添付を要しないものとする。

(補助金の算定)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付額を算定するものとする。

2 補助金の交付額は、補助対象者が養育するこどもが大学等受験料・模擬試験受験料として支払った費用とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 大学等を受験する際の受験料
こども一人あたり、上限53,000円とする。

- (2) 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料
こども一人あたり、上限8,000円とする。
- (3) 中学3年生が進学のための受験に向けた模擬試験を受ける際の受験料
こども一人あたり、上限6,000円とする。

(交付決定)

第8条 知事は、第6条の規定により交付申請があった場合は、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付または不交付の決定をし、通知しなければならない。

(交付方法)

第9条 知事は、受給資格者の指定した金融機関の預貯金口座に、口座振替の方法により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当した場合には、認定を取り消し、または補助金の交付決定の一部若しくは全部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 知事は、受給者が補助金の交付決定を受けた後、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取り消した部分について返還を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

福井県知事 様

福井県ひとり家庭親等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金
交付申請書兼実績報告書兼請求書

年度福井県ひとり親家庭等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金の交付を受けたいので、福井県ひとり親家庭等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者および対象児童

申請者 (発行責任者・ 担当者)	フリガナ		こども との 続柄	
	氏名			
	住所	(〒 —)		
	電話番号	— — — — — —		
対象児童	フリガナ		生年 月日	年 月 日
	氏名			
	学校名・ 学年等	学校名 () 中学 3 年生 ・ 高校 3 年生 ・ その他 ()		

2. 交付申請額

申請する受験料	☐ 大学等受験料 (上限：53,000円)	円
	☐ 模擬試験受験料 (上限：高校 3 年生等 8,000円 中学 3 年生 6,000円)	円
交付申請額	合計	円

※補助対象は受験料です。(振込手数料、事務手数料、大学入試共通テストの成績通知手数料等は補助対象外となります。)

(裏面にも記入欄があります。必ずご記入ください。)

3. 振込先口座 ※原則として、申請者名義の口座に限ります。

金融機関名							
支店名							
預金種別 (該当する方に○)	普通 ・ 当座						
口座番号							
フリガナ 口座名義							

添付書類

- (1) ひとり親家庭等であることを確認できる書類 ※公簿等で確認できない場合
(児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証、非課税証明書等)
- (2) 受験料等の支払いを証明する領収書等または支払証明書(様式第2号)
(受験した学校の名称または試験名称、受験料等の額、受験者氏名、支払者氏名
および領収日が記載されたもの)
- (3) 振込口座に係る預金通帳の写し等
(金融機関、支店名、口座番号、口座名義が分かるもの)

誓約事項等
(1) 交付申請書の審査にあたり、必要となる資料や情報等(住民票、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、住民税の課税状況等)について、県および申請書を受理した町が調査・閲覧等することに同意します。また、必要書類等の提出を求められた際には、これに応じます。 (2) 本補助金の対象経費については、他の補助金等を受給していません。 (3) 補助金の申請をした費用について、払い戻しされた受験料等は含まれていません。 (4) 申請書の記載事項について、一切の虚偽はありません。また、虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、本補助金を返還します。 署名欄(申請者氏名) _____

■町確認欄	町受付印
申請者が以下の世帯に該当することを確認しました。 ☐ 児童扶養手当受給世帯 ☐ ひとり親家庭等医療費助成受給世帯 ☐ 住民税非課税世帯	

支 払 証 明 書

殿

受験料に係る費用の支払日：令和 年 月 日

受験料に係る支払金額： 円

福井県ひとり家庭親等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金の申請に係る資料として、提出する必要がありますので、上記について受験料に係る費用として支払を行ったことを証明願います。

令和 年 月 日

対象児童氏名： _____

保護者氏名： _____

住 所： _____

上記について相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

学校等の名称： _____

所 在 地： _____

電 話 番 号： _____

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

福井県知事

福井県ひとり家庭親等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福井県ひとり家庭親等の大学等受験料・
模擬試験受験料支援事業補助金の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46
年福井県規則第20号）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので同
規則第7条の規定により通知する。

記

交付決定金額 金 _____ 円

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

福井県知事

福井県ひとり家庭親等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福井県ひとり家庭親等の大学等受験料・
模擬試験受験料支援事業補助金の交付については、福井県ひとり家庭親等の大学等受験
料・模擬試験受験料支援事業補助金実施要綱第8条の規定により、下記の理由により不
交付と決定したので通知する。

記

交付しないの理由